

# 建設経済常任委員会会議録

令和7年12月3日

寒川町議会



出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長  
福岡委員、廣田委員、柳田委員、関口委員、馬谷原委員、小泉委員、吉田委員  
岸本議長  
欠席委員 青木委員  
説明者 畠山都市建設部長、勝又道路課長、彦坂副技幹、寺師主事  
西島下水道課長、遠藤副主幹、飯田副技幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第82号 町道路線の認定について
2. 議案第77号 寒川町下水道条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。  
本日の案件は、次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第82号 町道路線の認定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、おはようございます。本日は建設経済常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。都市建設部から本日2件ご審査をお願いしております。まずは議案第82号 町道路線の認定について、勝又道路課長よりご説明申し上げさせていただきます。質疑につきましては、出席職員にて対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、案件1、議案第82号 町道路線の認定につきましてご説明申し上げます。タブレット資料01をご覧ください。今回の路線認定は、開発行為に伴う帰属による1路線につきまして、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

3ページが、路線認定箇所図、4ページの案内図をご覧ください。場所は、大曲のブックオフの南西側県道45号丸子中山茅ヶ崎線の1本西側の通称水道みちに面した道路でございます。

5ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号04046、路線名、大曲46号線、起点、大曲三丁目345-3、終点、大曲三丁目344、幅員4.5から5.0メートル、延長45.5メートル、1か所の車返しが付属し

ております。

6 ページが現況写真でございまして、上段が起点から終点を、下段は、終点から起点に向けて撮影した写真でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、質疑なしと認めます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第77号 寒川町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、続きまして、議案第77号 寒川町下水道条例の一部改正について、西島下水道課長からご説明申し上げます。質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 それでは、議案第77号 寒川町下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。初めに今回の改正経緯についてご説明いたします。令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備が破損しました。地元の指定工事店も被災したことなどから工事を担える業者が不足し、復旧が大幅に遅れるという事態が生じました。この教訓を踏まえ、国は、災害時における迅速な復旧を可能とするため令和7年4月に標準下水道条例を改正しました。この改正により災害などの非常時において、被災した自治体の市町村長が必要と認めた場合、他の市町村で指定を受けている工事店でも排水設備の工事を行えるようになります。この国の動きを受け、寒川町におきましても同様な対応を可能とし、町民の皆様の生活を一日も早く復旧させる体制を整えるため、条例の一部を改正するものです。この改正は、今後の大規模災害に対する迅速な対応力を高め、町民の皆様の安全安心を確保する上で大変重要であると考えております。

具体的な改正内容をご説明いたします。お手元のタブレット資料3ページ、寒川町下水道条例新旧対照表をご覧ください。右側の改正案にございますように、第6条にただし書として下線部の条文を新たに追加いたします。ただし、災害その他非常の場合において町長が他の地方公共団体の長から排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定を受けた業者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときはこの限りでない。

最後に附則についてです。この改正条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案第77号の説明を終わります。ご審査のほどよろしく願い申し上げます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小泉委員。

【小泉委員】 2点お伺いします。この改正の趣旨は非常によく分かるんですが、まず1つ目が、今、能登半島という話もありましたけど、災害だけではなく、その他非常の場合というような言葉がありますが、その他非常の場合というのは、災害以外にどういうものを想定されているのでしょうか。あともう一点が、ほかの地方公共団体の長が指定するというようなところがありまして、大抵は近隣市からというようなところを想定されるかなと思うんですが、究極的にはこれは全国どこでもどこかの自治体で指定されていけば可能というようなことになるのかどうかお伺いいたします。

【杉崎委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 1点目のその他非常の場合ということにつきましてご説明いたします。例えば戦争、テロ、感染症などによるパンデミックを想定しております。

2点目の全国どこでもというご質問に対してお答えいたします。発動等がなされた場合、災対環境も含め調整し、進めていく予定で今動いております。

以上です。

【杉崎委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 全国どこでもというお話の中で、実際に被災したとき、地震なり、水害なりということで、神奈川県内だけではなくて、ほかの地方から寒川に支援が入ってきた場合、そういった場合も含めて、一応全国どこでもそういう指定を受けていけば可能にしようというような趣旨でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 今の関連ですけれども、その場合については、町が独自に業者に対して長を通してやるのか、それともそうじゃなくて、直に寒川町と業者との、例えば長野県の業者を使うんだったら、長野県の業者と直にやっちゃっていいのか、それとも自治体の確認を取りながらやらなきゃいけないことなのか、その辺についての流れというか、どのような手順でやるのか、それについてお答えいただけますか。

【杉崎委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 確かに今おっしゃったように、事務をどのような形でやっていくのかという部分だと思うんですけれども、基本的な考え方といたしましては、対相手方の行政、例えば長野県の何とか町、あるいは何とか村、そういったところとやり取りをして、その中で指定をされている業者がどういったものなのかというのを、まずリストを頂いた上で、このリストだったらオーケーですよ、この会社だったらオーケーですよという形で指定をするのではなくて、向こうの指定をそのまま受け入れて施工していただくといったような形になろうかと思います。

以上になります。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 神奈川県の場合だったら、行政間の連携がありますから、そういった意味では非常に連携の取り方というのはスムーズにいくだろうと思うんですけれども、災害が起きるとというのは一自治体の問題じゃなくして影響が広がるわけですから、そうなったときにどうしても日常的に連携のない自治

体とのやり取りをしなきゃいけないということになると、その意思が同じような位置づけになって、これは国から来ていることだから、多分そういうふうにはなっているとは思っただけども、そういう位置づけになっていないと連携が取れないということもあつたりするので、そういった意味では、能登の話が出ましたけども、能登なんかは土着愛が強くて、よそから来る業者じゃなくて、とにかく地元の業者を使いたいんだよということが強くて、なかなか復興が進まなくとも苦情が出るわけでも何でもなく、地元の業者を使いたいというのがあるみたいで、そういう形でやるところもあれば、そうでなくて、やっぱり一日も早く復旧させたいということで、今言われるような課長からの説明があつたとおり、いろんなところの業者を使うということになると思いますけども、そうなったときに連携というのは国からきちっとした指示が出ていてやれることだろうと思うんですけども、スムーズにいくような形をとるためには、いろんな形での国、それから自治体、それから県があつて、地方があつてと、こういうところの連携が非常に大事だと思うんだけど、その辺についてどういう通達が来ているのか、国から。その辺について見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 基本的な考え方といたしまして、災害が発生します。そこで災害を受けた自治体から県に支援をとる形になってくると思うんですね。その支援を受けた上で、それが国に行つて、国から地方に支援を受けたいよという自治体に支援ができるかどうかという確認をした上で支援をしますよという形が来ます。そうすると、じゃ、寒川にどこそこの自治体から支援が来ますと、そうすると、そこで当然その自治体で持っている業者ですとか、その辺も含めて支援に入ってくるというときに、その辺の連携を取っていくといったような形になるのかと思いますので、当然県を通じて、国を通じて、地方から来た支援の部分を今度、時間はかかるのかもしれないんですけど、そういった形でのやり取りを想定しております。

以上になります。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。そうすると災害を受けた寒川町からの発信ではなくして、どこどこの県はどこどこを担当してくださいみたいなことが国から落ちて、町と連携を取りながらやるという、こういう流れになるということによろしいんですか。

【杉崎委員長】 西島下水道課長。

【西島下水道課長】 関口委員のおっしゃるとおりの進め方になります。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 今までの質問の延長になるんですが、ほかの自治体の認可を受けた業者の工事ということなんですけども、万が一、工事に当たって不備があつたり、何かしらの行政処分を行わなきゃいけないときというのは、町からその業者に対して行政処分を行うことができるようになるのか、それとも指定を受けた自治体を通じて行うことになるのか、それについても併せて確認させてください。

以上です。

【杉崎委員長】 飯田副技幹。

【飯田副技幹】 基本的には指定をしているのが、町でいけば町の指定工事店という形ですので、当然町が指定している工事店については、町の責任において行政処分という形になるかと思えます。ただ、今回の場合はほかの長が指定していますので、そこと連携を取りながら相手方の自治体の行政処分という形になるかと思えます。

以上になります。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょう。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、そのまま討論、採決に入りたいと思います。

これより討論に入ります。議案第82号 町道路線の認定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第77号 寒川町下水道条例の一部改正について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これもちまして建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前9時19分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 2月 24日

委員長 杉崎 隆之